整理番号 SSE03124
発送番号 268242
発送日 平成17年 7月26日

拒絶理由通知書

特許出願の番号	特願２００３－３４４８１０
起案日	平成１７年 ７月１９日
特許庁審査官	安島 智也 9741 5E00
特許出願人代理人	亀谷 美明（外 １名） 様
適用条文	第２９条第２項、第３６条

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものである。これについて意見があれば、この通知書の発送の日から３か月以内に意見書を提出して下さい。

理 由

A．この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前日本国内又は外国において頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第２９条第２項の規定により特許を受けることができない。
B．この出願は、特許請求の範囲の記載が下記の点で、特許法第３６条第６項第２号に規定する要件を満たしていない。

記 （引用文献等については引用文献等一覧参照）

・理由Ａ
・請求項１，２
・引用文献１
・備考
引用文献１には、本体部と、前記本体部に対して開閉回動及び左右回動可能に備えられる表示部と、前記表示部に備えられる透明タッチパネルとを有し、前記表示部を表側姿勢でも裏側姿勢でも前記本体部に重ね合わせ可能であることを特徴とする周知なノート型ＰＣが記載されている。
引用文献１の形状をとるノート型ＰＣにおいては、その使用形態によっては、キーボードとタッチパネルのいずれか一方あるいは両方について、それを使用する可能性がきわめて低い場合が存在することは、当業者のみならず、一般のユーザにとっても周知の事実である（たとえば、（１）タッチパネルを内側にして表示部を閉じた状態においては、キーボードとタッチパネルのいずれも使用しない。（２）タッチパネルを外側にして表示を閉じた状態においては、キーボードは使用しない。（３）表示部がキーボードと向かい合う開放状態においては、タッチパネルを使用しない。（４）表示部がキーボードと向かい合わない開放状態においては、キーボードは使用しない。など）。
一方で、回転軸により連結されており、さまざまな相対位置をとる２つの物体の相対位置を、回動軸の回転角度を検出することで検出する回動位置検出技術、及び、使用する可能性がきわめて低い部分に対して、電力を供給せず使用不能とする省電力技術は、引例を挙げるまでもなく、きわめて周知な技術であるから、引用文献１の２つの回動軸に前記回動位置検出技術を、キーボード及びタッチパネルに前記省電力技術を、それぞれ適用することで、本体部と表示部の相対位置を検出し、キーボードあるいはタッチパネルの使用可能／使用不能を制御するように構成することは、当業者が容易になし得たことである。

・理由Ａ
・請求項３
・引用文献１
・備考
引用文献１において、タッチパネルと本体部の間に、電気的な連結のための構成（入力コントローラなど）があることは、当業者にとって自明のことである。また、入力部を使用可能とするために、入力部と本体部を連結するコントローラ

Best Available Copy

を作動モードとする必要があることも、同様に当業者にとって自明のことである。

・理由Ａ
・請求項４
・引用文献１
・備考
入力部の使用を不能とするために、連結のためのコントローラを節電モードとすることは、普通に行われていることである。

・理由Ａ
・請求項５
・引用文献１
・備考
入力部と本体部の連結に用いるインターフェースとして、ＵＳＢはきわめて周知である。

・理由Ａ
・請求項６，７，１０，１１
・引用文献１
・備考
スイッチにより、不使用部分の電源をオフすることは、きわめて周知である。

・理由Ａ
・請求項８，９
・引用文献１，２
・備考
キーボードが表示部により遮断された場合に、キーボードの電源をオフにすることは、たとえば引用文献２にみられるように、周知慣用技術である。

・理由Ａ
・請求項１２－２２
・引用文献１，２
・備考
これらの請求項は、請求項１乃至１１にかかる発明とカテゴリー相違（情報処理装置・制御方法）に過ぎないので、請求項１乃至１１について言及したとおりである。

・理由Ｂ
・請求項１－２２
・備考
「相対回動」の意味が不明確である（発明の詳細な説明の用語を用いて、「左右に回動」あるいは「スイブリング」とすべきである。）。

・理由Ｂ
・請求項３，４，１４，１５
・備考
「連結部」が具体的にどういうものか不明であるために、「連結部」が作動モード及び節電モードで作動するという意味が解釈できない。

拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される。

引 用 文 献 等 一 覧

1. 特開平０５－２４２０４０号公報
2. 実願平０２－０６９３９０号（実開平０４－０２８３３４号）のマイクロフィルム

先行技術文献調査結果の記録

・調査した分野　ＩＰＣ第７版　Ｇ０６Ｆ１／１６
Ｇ０６Ｆ１／２６
Ｇ０６Ｆ１／３２

・先行技術文献　特開平１１－３３８５７５号公報

Best Available Copy

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではない。

この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ、または面接のご希望がございましたら下記までご連絡下さい。

特許審査第四部　インターフェイス　安島　智也（あじま　ともや）
ＴＥＬ．０３（３５８１）１１０１　内線　３５２１
ＦＡＸ．０３（３５８０）６９０７